

平成25年6月13日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官
平成24年ワ第71号 不当利得返還請求事件
(平成25年4月11日口頭弁論終結)

判 決

奈良県

原 告

同訴訟代理人弁護士 吉倉 美加子
同訴訟復代理人弁護士 新畠 康

東京都中央区晴海一丁目8番10号 トリトンスクエアⅧ棟

被 告 C F J 合同会社

同代表者代表社員 C F J ホールディングス株式会社

同職務執行者 浅野 俊昭

同訴訟代理人支配人 福田 充

主 文

- 1 被告は、原告に対して、金631万4385円及び内金562万900.5円に対する平成24年1月5日から支払済みに至るまで、年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

主文同旨。

第2 事案の概要

- 1 本件は、被告との間で、継続的な借入と返済を繰り返していた原告が、被告との間の金銭消費貸借契約上の約定利率が、利息制限法に違反していたので、これを同法所定の利率に引き直して、計算すると、原告は、被告に対し、5.6

2万9005円の不当利得返還請求権を有するところ、被告はこの不当利得に對しては悪意の受益者に該当するとして、民法704条の利息残額68万5380円並びに、上記過払元本に対する不当利得の日（最終弁済日）の翌日である平成24年1月5日から支払済みに至るまで民法所定の年5分の割合による金員の支払を求めた事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、証拠によって容易に認められる事実）

- (1) 被告は、平成15年1月1日に、訴外ディックファイナンス株式会社が、訴外アイク株式会社及び訴外株式会社ユニマットライフ（以下「ユニマット」という。）を吸收合併し、同日、C F J 株式会社に商号変更して、成立した会社である。その後、平成20年11月28日に、C F J 株式会社から、C F J 合同会社に組織変更した（弁論の全趣旨）。
- (2) 原告は、当初は、ユニマット京都支店との間で取引を開始し、同店での取引（借入と返済）が、別紙の番号43から46記載のとおりであり（甲1、この限度では当事者間に争いはない。）、最終弁済日は平成4年12月3日である。なお、同店での、原告の会員番号は、6542-0081484である（甲1）（以下、この取引を「京都店取引」という。）。
- (3) その後、原告は、平成4年12月3日から、ユニマット檜原支店との間で取引を行い、同店での取引（借入と返済）が、別紙47から332記載のとおりである（甲1、当事者間に争いはない。）なお、同店での、原告の会員番号は、7205-0110999である（甲1）（以下、この取引を「檜原店取引」という。）。

3 争点

- (1) 京都店取引と檜原店取引は、一連のものとして、過払金の充当計算をすべきか。仮に、一連のものではないときには、京都店取引については、消滅時効が完成しているか。
- (2) 別紙番号1ないし42記載の取引が、京都店取引におけるものとして推定

されるか。

(3) 原告の請求は権利の濫用に当たるか。

(4) 消滅時効

なお、被告は、悪意の受益者については、その主張をしないことを表明しているので（第3回口頭弁論）、本件における争点としては取り上げない。

4 争点(1)に関する当事者の主張

(1) 原告

ア 京都店取引と樋原店取引とは、単なる借り換えに過ぎず、違う店舗での取引には当たらない。このことは、京都店取引における原告の返済が302円になっているところ、これは、同日に、樋原店で借入をし、それをもって、京都店取引における債務を返済したことを見ていることからもうかがえる。

したがって、京都店取引については、被告が主張する消滅時効は成立しない。

イ 仮に、被告が主張する消滅時効が成立するとしても、原告は、京都店取引における過払金返還請求権と、樋原店取引における貸付金債権との相殺を主張するから、結局のところ、一連計算した場合と結果は異なる。

(2) 被告

ア 京都店取引と樋原店取引とは、店舗も異なり、会員番号も異なっているのであるから、同一の基本契約に基づく、継続した借入とは認められず、一連計算をすべきではない。

したがって、京都店取引については、仮に過払金が発生しているとしても、最終取引日（平成4年12月3日）から10年の経過により、時効によつて消滅している。

イ 原告は、相殺を主張するが、仮に原告が主張するとおり相殺適状にあつたとしても、原告の弁済によって債務は消滅しているから、それによつて

相殺適状ではなくなっており、原告の主張は不当である。

5 争点(2)に関する当事者の主張

(1) 原告

被告は、別紙番号43以降の取引履歴しか開示しなかったので、原告の方では、甲2、3、4に基づいて、別紙番号1ないし42の取引を推定した。その推定過程は、以下のとおりである。

ア 平成1年7月3日付借用証書（甲2）の第1条⑨特約条項の記載から、これより以前にもすでに、原告と被告との間で、取引があったこと、そこからの借入であることがわかる。そこで、同日付で、前の取引（契約番号2177）における約定残債務元本3万6933円及び利息・損害金177円の合計3万7110円を返済するとともに、50万円を借り入れ、約定通り、同年8月5日から次の借り換えまで、毎月5日に3万1650円ずつ返済していったものとして計算した。なお、平成元年7月3日時点での債務残高は不明であるので、無視して（残高ゼロとして）、計算している。

イ 平成2年5月29日付借用証書（甲3）の第1条⑨特約条項の記載から、この日、甲2に基づく借入（契約番号52082）における約定残債務元本31万7107円及び利息・損害金1902円の合計31万9009円を返済するとともに、新たに50万円を借り入れ、約定通り、同年7月5日に3万4490円、同年8月5日から次の借り換えまで、毎月5日に3万0250円ずつ返済していったものとして計算した。

ウ 平成2年12月25日付借用証書（甲4）の第1条⑨特約条項の記載から、この日、甲3に基づく借入（契約番号61968）における約定残債務元本40万3874円及び利息・損害金1万1130円の合計41万5004円を返済するとともに、新たに50万円を借り入れ、約定通り、平成3年1月5日から平成4年8月5日まで、毎月5日に3万0250円ずつ返済していったものとして計算した。

(2) 被告

原告の推定は争う。

6 争点(3)に関する当事者の主張

(1) 被告

原告の返還請求は、権利の濫用である。すなわち、原告と被告との間の19.1年間の取引において、原告が現実に支払った利息は410万8119円であるのに対し（別紙「計算結果まとめ表」），原告は、631万4385円を超える金額の支払を請求しているが、被告は、監督官庁の抜打ち検査にも合格し、登録を許可されてきた金融業者に対し、「みなし弁済要件解釈の変更」という司法判断に乗じて、借主が利得し、業者を破滅に追い込む過払金返還請求をなすことは、たとえ権利があったとしても、業者に予見可能性の範囲を超えた損害をもたらすから、権利の濫用として許されない。そして、被告としては、利息収入の20%を超える返還請求は権利の濫用に当たると考えるところ、本件においては、20万6771円を原告に返還すれば、利息収入の20%を超えるため、それを超えてさらなる支払を求める原告の請求は権利の濫用に当たる。

(2) 原告

原告の請求が権利の濫用に当たるとする被告の主張は争う。

7 争点(4)に関する当事者の主張

(1) 被告

ア　原告と被告との間の金銭消費貸借契約が一連のものとして扱われる場合の默示の充当合意の内容は、被告の企業としての下記のような合理的意思の内容を考慮すれば、取引を清算しようと考えた時点において、過払金と貸金とを相殺するという「取引清算時充当合意」になると考えるべきである。

記

(ア) 経済的合理性からは、約定利息が発生する資金と無利息の預り金とは相殺しない。

(イ) 利息収入を得ることが営業の根幹である金融機関である以上、利息収入を得られなくなるようなことはしない。

(ウ) 企業として存続することが使命であるから、何十年にも及び取引を無にすることは望まない。

(エ) 私企業である以上、利益をあげたいと願い、損失は出したくないと考えて行動する。

イ そうすると、過払金が発生していたとしても、遡及しないから、原告が有することになる過払金返還請求権は、個々の弁済が行われる都度発生し、その消滅時効も、個々の弁済が行われる都度に個別に進行するから、訴えの提起よりも10年以上前に発生した過払金については、すでに時効で消滅している。よって、被告は、訴え提起より10年遡った平成14年2月20日以前に発生した過払金債権について、消滅時効を援用する。

(2) 原告

ア 默示の充当合意の内容についての当事者の合理的な意思を解釈するに当たっては、「取引当時、仮に両当事者が過払金の発生を認識していたとすれば、どのように処理をしていたか」という視点から解釈すべきであり、被告の主張は「現時点において、默示の充当合意をどのように解釈することが、被告にとって経済的か」という視点からの解釈であり、充当合意の内容について、当事者の意思を合理的に解釈したものとはいえない。

イ 仮に、過払金発生後の借入の後、原告が過払金の発生に気付き、その時点で被告に過払金の返還請求をした場合に、被告がどのような処理をしていたかを考えると、「私企業である以上、利益をあげたいと願い、損失は出したくないと考えて行動する」被告としても、過払金を新たな貸付金と切り離して、過払金の全額をまず原告に返還するという処理はせずに、發

生している過払金と直後の貸付金とを対当額で相殺し、過払金が残ればその残額を返還し、貸付金が残ればその残額を貸付金として処理するはずである。

ウ よって、被告の主張する默示の充当合意の内容は失当であるから、これを前提とした消滅時効の援用も失当である。

第3 当裁判所の判断

1 爭点(1)について

甲5及び原告本人によれば、①原告は、平成元年以前から、京都店取引を行っていたところ、被告側（京都店の担当者）から、今後、窓口が樋原店に変わると言われて、振込先の口座等を教えてもらい、以後は、変更になった振込先に返済していたこと、②京都店取引においても、樋原店取引においても、店舗まで行って借入をしたり、返済をしたということは一度もなく、担当者と電話でやり取りをした後に、借用書が郵送で送られてきて、必要事項を記入して借用書を返送すると、借入金が原告の指定口座に振り込まれてきたこと、③京都店取引の最後の弁済は、平成4年12月3日の302円の弁済であるが、原告には302円を振り込んだ記憶はないことが認められる。以上認められる事実に加えて、樋原店取引の最初の借入は同日の40万円の借入であるところ、被告が開示した取引履歴（甲1）によれば、被告は、借り換えを実施し、そのときの貸付残高が完済になる場合には、その貸付残高をゼロにして、借り換え後の元本全てを貸付元本として表示しているところ、平成4年12月3日もそれと同様の表示になっていることを合わせ考慮すれば、平成4年12月3日には、店舗は違うが、借り換えが実施されたものと推認できる。そうすると、京都店取引と樋原店取引とは、店舗が違うため、原告の会員番号が異なっているとしても、一連の取引であると認められる特段の事情があると認められるから、両取引は一連の取引として扱うべきである。

被告は、平成4年12月3日の貸付時の顧客申込カードを証拠（乙49）と

して提出するが、それによつても、そのときにどれだけの与信調査が実施されたかは判然とせず、同証拠のみを根拠にして、京都店取引と樋原店取引が一連の取引ではあることを否定するに足りない。

よつて、この点についての被告の主張は採用できないから、京都店取引と樋原店取引が一連の取引ではないことを前提に、京都店取引について消滅時効を援用する被告の主張も採用できない。

(以上の次第であつて、京都店取引と樋原店取引が一連の取引であるという原告の主張を採用したので、原告が主張する相殺については判断しない。)

2 爭点(2)について

(1) 被告に対しては、被告が所持する、株式会社ユニマットライフ（その前身である、株式会社丸和コーヨー、株式会社サミックス、ユナイテッドスタイル株式会社、株式会社ユニマットを含む。）が京都店に関して作成した、その業務に関する商業帳簿（資金業の規制等に関する法律19条で作成、備置が義務付けられている債務者ごとの帳簿）又はこれに代わる同法施行規則16条3項に定める書面の中、原告と被告との間の継続的金銭消費貸借の昭和62年9月30日から平成4年8月27日までの期間内における金銭消費貸借取引に関する事項（貸付年月日、貸付金額及び返済年月日、返済金額）が記載された部分の全部（電磁的記録を含む。）の文書の提出を命じる平成24年11月15日付大阪高等裁判所決定（同裁判所平成24年(ア)第1202号事件）が確定しているにもかかわらず、被告は、提出を命じられた文書を提出しない。

(2) 被告は、この提出しない点について、縷々主張するが、採用するに値しない。

よつて、当裁判所は、民事訴訟法224条1項によつて、原告の主張を眞実と認めることとする。

(3) そして、原告の推定方法は、前記第2の5(1)の主張のとおりであつて、そ

の推定方法に経験則に反するものがあるとは認められないから、原告の主張通り推定することとする。

よって、別紙番号1ないし4の取引については、原告の主張通り推定した。

3 争点(3)について

原告は、被告との間の金銭消費貸借契約上の約定利率が、利息制限法に違反していたため、これを同法所定の利率に引き直し計算をした過払金等が、不当利得に当たるとして、その返還を被告に請求しているだけであるから、原告の被告に対する請求が権利の濫用に当たらないことは明らかであって、これが権利の濫用に当たるとする被告の主張は採用できない。

4 争点(4)について

争点(1)について判断したとおり、本件においては、京都店取引と樺原店取引とは一連の取引として認められる。

そして、本件のような1個の連續した貸付取引においては、当事者は、一つの貸付けを行う際に、切替え及び貸増しのための次の貸付けを行うことを想定しているのであり、複数の権利関係が発生するような事態が生ずることを望まないのが通常であることに照らしても、利息制限法の利率を超過する部分を元本に充当した結果、過払金が発生した場合には、その後に発生する新たな借入金債務に充当することを合意しているものと解するのが合理的であって、そのような充当合意が含まれているものと解するのが相当である（最高裁平成18年（受）第1534号同19年7月19日第一小法廷判決・民集61巻5号2175頁参照）。

その上で、本件のように、過払金充当合意が認められる場合には、消滅時効の起算点は、継続した金銭消費貸借取引の最終取引日になるところ（最高裁平成20年（受）第468号同21年1月22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁），本件における最終取引日は平成24年1月4日であるから、本

件の訴え提起時点（平成24年2月20日）において、いまだ消滅時効は完成しておらず、これと異なる被告の主張は採用できない。

被告が、この過払金充当合意の内容について主張するところは、独自の見解であつて、上記の最判等に照らして、採用することはできない。

5 以上によれば、原告の被告に対する請求には全て理由があるから、これを全て認容することとし、主文のとおり判決する。

奈良地方裁判所葛城支部民事1A係

裁判官 釜 元 修

利息制限法に基づく法定金利計算書

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
1	H1.7.3		37,110	0.18				-37,110		
2	H1.7.3	500,000		0.18	0	0	0	462,890	0	0
3	H1.8.5		31,650	0.18	33	7,533	0	438,773	0	0
4	H1.9.5		31,650	0.18	31	6,707	0	413,830	0	0
5	H1.10.5		31,650	0.18	30	6,122	0	388,302	0	0
6	H1.11.5		31,650	0.18	31	5,936	0	362,588	0	0
7	H1.12.5		31,650	0.18	30	5,364	0	336,302	0	0
8	H2.1.5		31,650	0.18	31	5,141	0	309,793	0	0
9	H2.2.5		31,650	0.18	31	4,736	0	282,879	0	0
10	H2.3.5		31,650	0.18	28	3,906	0	255,135	0	0
11	H2.4.5		31,650	0.18	31	3,900	0	227,385	0	0
12	H2.5.5		31,650	0.18	30	3,364	0	199,099	0	0
13	H2.5.29		319,009	0.18	24	2,356	0	-117,554	0	0
14	H2.5.29	500,000		0.18	0	0	0	382,446	0	0
15	H2.7.5		34,490	0.18	37	6,978	0	354,934	0	0
16	H2.8.5		30,250	0.18	31	5,426	0	330,110	0	0
17	H2.9.5		30,250	0.18	31	5,046	0	304,906	0	0
18	H2.10.5		30,250	0.18	30	4,510	0	279,166	0	0
19	H2.11.5		30,250	0.18	31	4,267	0	253,183	0	0
20	H2.12.5		30,250	0.18	30	3,745	0	226,678	0	0
21	H2.12.25		415,004	0.18	20	2,235	0	-186,091	0	0
22	H2.12.25	500,000		0.18	0	0	0	313,909	0	0
23	H3.1.5		30,250	0.18	11	1,702	0	285,361	0	0
24	H3.2.5		30,250	0.18	31	4,362	0	259,473	0	0
25	H3.3.5		30,250	0.18	28	3,582	0	232,805	0	0
26	H3.4.5		30,250	0.18	31	3,559	0	206,114	0	0
27	H3.5.5		30,250	0.18	30	3,049	0	178,913	0	0
28	H3.6.5		30,250	0.18	31	2,735	0	151,398	0	0
29	H3.7.5		30,250	0.18	30	2,239	0	123,387	0	0
30	H3.8.5		30,250	0.18	31	1,886	0	95,023	0	0
31	H3.9.5		30,250	0.18	31	1,452	0	66,225	0	0
32	H3.10.5		30,250	0.18	30	979	0	36,954	0	0
33	H3.11.5		30,250	0.18	31	564	0	7,268	0	0
34	H3.12.5		30,250	0.18	30	107	0	-22,875	0	0
35	H4.1.5		30,250	0.18	31	0	0	-53,125	-97	-97
36	H4.2.5		30,250	0.18	31	0	0	-83,375	-224	-321
37	H4.3.5		30,250	0.18	29	0	0	-113,625	-330	-651
38	H4.4.5		30,250	0.18	31	0	0	-143,875	-481	-1,132
39	H4.5.5		30,250	0.18	30	0	0	-174,125	-589	-1,721
40	H4.6.5		30,250	0.18	31	0	0	-204,375	-737	-2,458
41	H4.7.5		30,250	0.18	30	0	0	-234,625	-837	-3,295
42	H4.8.5		30,250	0.18	31	0	0	-264,875	-993	-4,288
43	H4.8.27		30,250	0.18	22	0	0	-295,125	-796	-5,084
44	H4.10.5		30,250	0.18	39	0	0	-325,375	-1,572	-6,658
45	H4.10.27		30,250	0.18	22	0	0	-355,625	-977	-7,633
46	H4.12.3		302	0.18	37	0	0	-385,927	-1,797	-9,430
47	H4.12.3	400,000		0.18	0	0	0	34,643	0	0

	甲月日	借入金額	余済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
48	H4.12.25		25,340	0.18	22	374	0	9,677	0	0
49	H5. 2. 1		23,740	0.18	38	181	0	-13,882	0	0
50	H5. 2. 25		23,740	0.18	24	0	0	-17,322	-16	-45
51	H5. 4. 5		23,740	0.18	39	0	0	-61,362	-200	-445
52	H5. 5. 6		23,740	0.18	31	0	0	-85,102	-260	-505
53	H5. 5. 26		23,740	0.18	20	0	0	-108,342	-233	-733
54	H5. 6. 28		23,740	0.18	33	0	0	-132,582	-492	-1,430
55	H5. 7. 26		23,740	0.18	28	0	0	-156,322	-508	-1,738
56	H5. 8. 5		294,993	0.18	10	0	0	-451,315	-213	-1,952
57	H5. 8. 6	450,000		0.18	1	0	0	-3,328	-61	0
58	H5. 8. 26		26,710	0.18	20	0	0	-30,038	-9	-9
59	H5. 9. 27		26,710	0.18	32	0	0	-56,748	-131	-140
60	H5. 10. 26		26,710	0.18	29	0	0	-83,458	-225	-365
61	H5. 11. 26		26,710	0.18	31	0	0	-110,168	-354	-719
62	H5. 12. 27		26,710	0.18	31	0	0	-136,878	-467	-1,186
63	H6. 1. 26		26,710	0.18	30	0	0	-163,588	-562	-1,748
64	H6. 2. 20		370,233	0.18	25	0	0	-513,821	-560	-2,308
65	H6. 2. 21	500,000		0.18	1	0	0	-36,202	-73	0
66	H6. 2. 28		29,680	0.18	7	0	0	-65,882	-34	-34
67	H6. 3. 28		29,680	0.18	28	0	0	-95,562	-252	-286
68	H6. 5. 6		29,680	0.18	39	0	0	-125,242	-510	-796
69	H6. 6. 1		29,680	0.18	26	0	0	-154,922	-446	-1,242
70	H6. 7. 6		29,680	0.18	35	0	0	-184,602	-742	-1,984
71	H6. 8. 2		424,475	0.18	27	0	0	-609,077	-682	-2,666
72	H6. 8. 3	500,000		0.18	1	0	0	-111,828	-83	0
73	H6. 8. 26		31,680	0.18	23	0	0	-143,508	-352	-352
74	H6. 10. 6		29,680	0.18	41	0	0	-173,186	-805	-1,157
75	H6. 11. 7		29,680	0.18	32	0	0	-202,866	-759	-1,916
76	H6. 12. 6		29,680	0.18	29	0	0	-232,546	-805	-2,721
77	H7. 1. 6		29,680	0.18	31	0	0	-262,226	-987	-3,708
78	H7. 2. 6		29,680	0.18	31	0	0	-291,906	-1,113	-4,821
79	H7. 3. 7		29,680	0.18	29	0	0	-321,586	-1,159	-5,980
80	H7. 4. 6		29,680	0.18	30	0	0	-351,266	-1,321	-7,301
81	H7. 5. 9		29,680	0.18	33	0	0	-380,946	-1,587	-8,888
82	H7. 6. 6		29,680	0.18	28	0	0	-410,626	-1,461	-10,349
83	H7. 7. 6		29,680	0.18	30	0	0	-440,306	-1,687	-12,036
84	H7. 7. 24		319,439	0.18	18	0	0	-759,745	-1,085	-13,121
85	H7. 7. 25	500,000		0.18	1	0	0	-272,970	-104	0
86	H7. 8. 7		29,080	0.18	13	0	0	-302,050	-486	-486
87	H7. 9. 7		29,080	0.18	31	0	0	-331,130	-1,282	-1,768
88	H7. 10. 4		29,080	0.18	27	0	0	-360,210	-1,224	-2,992
89	H7. 11. 1		29,080	0.18	28	0	0	-389,290	-1,381	-4,373
90	H7. 12. 4		29,080	0.18	33	0	0	-418,370	-1,759	-6,132
91	H7. 12. 25		419,933	0.18	21	0	0	-838,303	-1,203	-7,335
92	H7. 12. 26	500,000		0.18	1	0	0	-345,752	-114	0
93	H8. 1. 5		25,060	0.18	10	0	0	-370,812	-472	-472
94	H8. 2. 2		25,060	0.18	28	0	0	-395,872	-1,418	-1,890
95	H8. 3. 5		25,060	0.18	32	0	0	-420,932	-1,730	-3,820
96	H8. 4. 1		468,283	0.18	27	0	0	-839,215	-1,552	-5,172
97	H8. 4. 2	500,000		0.18	1	0	0	-394,508	-121	0
98	H8. 5. 2		26,940	0.18	30	0	0	-424,448	-1,616	-1,616
99	H8. 6. 3		25,060	0.18	32	0	0	-446,508	-1,812	-3,458
100	H8. 7. 3		25,060	0.18	30	0	0	-471,568	-1,829	-5,287

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
101	H8.8.1		25,060	0.18	29	0	-140,628	-1,368	-7,155	
102	H8.9.2		25,060	0.18	32	0	-141,583	-2,171	-9,320	
103	H8.9.19		448,902	0.18	17	0	-170,690	-1,211	-10,837	
104	H8.9.20	500,000		0.18	1	0	-181,263	-133	0	
105	H8.10.2		25,060	0.18	12	0	-106,313	-788	-788	
106	H8.11.5		25,060	0.18	34	0	-631,379	-2,351	-3,139	
107	H8.12.3		25,060	0.18	28	0	-550,139	-2,032	-5,171	
108	H8.12.19		465,608	0.18	16	0	-1,022,047	-1,216	-6,387	
109	H8.12.20	500,000		0.18	1	0	-928,573	-139	0	
110	H8.12.30		25,060	0.18	10	0	-553,633	-722	-722	
111	H9.2.4		25,060	0.18	36	0	-578,693	-2,730	-3,402	
112	H9.3.4		25,060	0.18	28	0	-603,753	-2,219	-5,571	
113	H9.4.3		25,060	0.18	30	0	-628,813	-2,481	-8,152	
114	H9.4.14		451,129	0.18	11	0	-1,079,942	-947	-9,099	
115	H9.4.15	500,000		0.18	1	0	-589,188	-147	0	
116	H9.5.1		25,060	0.18	16	0	-614,248	-1,291	-1,291	
117	H9.6.2		25,060	0.18	32	0	-639,308	-2,692	-3,983	
118	H9.7.1		25,060	0.18	29	0	-664,368	-2,539	-6,522	
119	H9.8.6		25,060	0.18	36	0	-689,428	-3,276	-9,798	
120	H9.9.3		25,060	0.18	28	0	-714,488	-2,644	-12,442	
121	H9.9.10		440,407	0.18	7	0	-1,154,895	-685	-13,127	
122	H9.9.11	500,000		0.18	1	0	-668,180	-158	0	
123	H9.10.3		25,060	0.18	22	0	-693,240	-2,013	-2,013	
124	H9.11.4		25,060	0.18	32	0	-718,300	-3,038	-5,051	
125	H9.12.1		25,060	0.18	27	0	-743,360	-2,656	-7,207	
126	H10.1.5		25,060	0.18	35	0	-768,420	-3,564	-11,271	
127	H10.1.8		453,728	0.18	3	0	-1,222,148	-315	-11,586	
128	H10.1.9	500,000		0.18	1	0	-733,901	-167	0	
129	H10.2.4		25,170	0.18	26	0	-759,071	-2,613	-2,613	
130	H10.3.2		25,060	0.18	26	0	-784,131	-2,703	-5,316	
131	H10.4.3		25,060	0.18	32	0	-809,191	-3,437	-8,753	
132	H10.5.6		25,060	0.18	33	0	-834,251	-3,657	-12,410	
133	H10.5.10		454,605	0.18	4	0	-1,288,856	-457	-12,867	
134	H10.5.11	500,000		0.18	1	0	-801,899	-176	0	
135	H10.6.1		25,060	0.18	21	0	-826,959	-2,306	-2,306	
136	H10.7.3		25,060	0.18	32	0	-852,019	-3,625	-5,931	
137	H10.8.3		25,060	0.18	31	0	-877,079	-3,618	-9,549	
138	H10.9.3		25,060	0.18	31	0	-902,139	-3,724	-13,273	
139	H10.9.7	46,684		0.18	4	0	-909,222	-494	0	
140	H10.10.5		25,060	0.18	28	0	-894,282	-3,334	-3,334	
141	H10.11.4		25,060	0.18	30	0	-919,342	-3,675	-7,009	
142	H10.12.4		25,060	0.18	30	0	-944,402	-3,778	-10,787	
143	H10.12.8	33,001		0.18	4	0	-922,705	-517	0	
144	H11.1.4		25,060	0.18	27	0	-947,765	-3,412	-3,412	
145	H11.2.5		25,060	0.18	32	0	-972,825	-4,154	-7,566	
146	H11.3.3		25,060	0.18	26	0	-997,885	-3,464	-11,030	
147	H11.4.5		25,060	0.18	33	0	-1,022,945	-4,510	-15,540	
148	H11.5.6		25,060	0.18	31	0	-1,048,005	-4,344	-19,884	
149	H11.6.4		25,060	0.18	29	0	-1,073,065	-4,163	-24,047	
150	H11.7.5		25,060	0.18	31	0	-1,098,125	-4,356	-28,503	
151	H11.7.6	83,741		0.18	1	0	-1,043,137	-150	0	
152	H11.8.2		25,060	0.18	27	0	-1,068,197	-3,858	-3,858	
153	H11.9.1		25,060	0.18	30	0	-1,093,257	-4,389	-3,247	

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
154	H11.10.1		25,060	0.18	30	0	0	-1,118,317	-4,402	-13,731
155	H11.11.2		25,060	0.18	32	0	0	-1,143,377	-4,402	-17,941
156	H11.12.1		25,060	0.18	29	0	0	-1,168,437	-4,547	-22,151
157	H11.12.21	50,676		0.18	20	0	0	-1,143,145	-3,201	0
158	H12.1.4		25,060	0.18	14	0	0	-1,168,205	-2,190	-2,190
159	H12.2.1		25,060	0.18	28	0	0	-1,183,265	-4,468	-6,658
160	H12.3.1		25,060	0.18	29	0	0	-1,218,325	-4,727	-11,385
161	H12.4.4		25,060	0.18	34	0	0	-1,243,385	-6,658	-17,043
162	H12.5.2		25,060	0.18	28	0	0	-1,268,445	-4,756	-21,799
163	H12.6.5		25,060	0.18	34	0	0	-1,293,505	-5,891	-27,690
164	H12.6.26	77,587		0.18	21	0	0	-1,247,318	-3,710	0
165	H12.7.5		28,000	0.18	9	0	0	-1,275,318	-1,533	-1,533
166	H12.8.1		28,000	0.18	27	0	0	-1,303,318	-4,704	-6,237
167	H12.9.1		28,000	0.18	31	0	0	-1,331,318	-5,519	-11,756
168	H12.10.2		28,000	0.18	31	0	0	-1,359,318	-5,638	-17,994
169	H12.11.1		28,000	0.18	30	0	0	-1,387,318	-5,570	-22,964
170	H12.12.1		28,000	0.18	30	0	0	-1,415,318	-5,685	-28,649
171	H12.12.7	104,025		0.18	6	0	0	-1,311,102	-1,160	0
172	H13.1.4		28,000	0.18	28	0	0	-1,369,102	-5,131	-5,131
173	H13.2.1		28,000	0.18	28	0	0	-1,397,102	-5,251	-10,382
174	H13.3.1		28,000	0.18	28	0	0	-1,425,102	-5,358	-15,740
175	H13.3.12	250,433		0.18	11	0	0	-1,192,556	-2,147	0
176	H13.4.2		30,000	0.18	21	0	0	-1,222,556	-3,430	-3,430
177	H13.5.1		30,000	0.18	29	0	0	-1,252,556	-4,858	-8,286
178	H13.6.1		30,000	0.18	31	0	0	-1,282,556	-5,319	-13,606
179	H13.7.2		30,000	0.18	31	0	0	-1,312,556	-5,446	-19,051
180	H13.8.1		30,000	0.18	30	0	0	-1,342,556	-5,394	-24,445
181	H13.9.3		30,000	0.18	33	0	0	-1,372,556	-6,069	-30,514
182	H13.9.10	183,404		0.18	7	0	0	-1,220,982	-1,316	0
183	H13.10.1		32,000	0.18	21	0	0	-1,252,982	-3,512	-3,512
184	H13.10.29	115,108		0.18	28	0	0	-1,146,191	-4,805	0
185	H13.11.1		36,000	0.18	3	0	0	-1,182,191	-471	-471
186	H13.12.3		36,000	0.18	32	0	0	-1,218,191	-5,182	-5,653
187	H14.1.4		36,000	0.18	32	0	0	-1,254,191	-5,340	-10,993
188	H14.2.5		36,000	0.18	32	0	0	-1,290,191	-5,497	-16,490
189	H14.3.6		36,000	0.18	28	0	0	-1,326,191	-4,948	-21,438
190	H14.4.4		36,000	0.18	30	0	0	-1,362,191	-5,450	-26,888
191	H14.4.22	90,742		0.18	18	0	0	-1,301,695	-3,358	0
192	H14.5.1		36,000	0.18	9	0	0	-1,337,695	-1,604	-1,604
193	H14.6.3		36,000	0.18	33	0	0	-1,373,695	-6,047	-7,651
194	H14.7.1		36,000	0.18	28	0	0	-1,409,695	-5,268	-12,919
195	H14.7.2	347,104		0.18	1	0	0	-1,075,703	-193	0
196	H14.8.1		41,000	0.18	30	0	0	-1,116,703	-4,420	-4,420
197	H14.9.2		41,000	0.18	32	0	0	-1,157,703	-4,895	-9,315
198	H14.10.1		41,000	0.18	29	0	0	-1,198,703	-4,599	-13,914
199	H14.10.31	35,766		0.18	30	0	0	-1,181,777	-4,926	0
200	H14.11.1		41,000	0.18	1	0	0	-1,222,777	-161	-161
201	H14.12.2		41,000	0.18	31	0	0	-1,263,777	-5,192	-6,353
202	H15.1.6		41,000	0.18	35	0	0	-1,304,777	-6,059	-11,412
203	H15.2.3		41,000	0.18	28	0	0	-1,345,777	-5,004	-16,416
204	H15.2.12	46,533		0.18	9	0	0	-1,317,319	-1,659	0
205	H15.3.3		41,000	0.18	19	0	0	-1,358,319	-3,428	-3,428
206	H15.4.1		41,000	0.18	29	0	0	-1,399,319	-5,396	-8,824

	年月日	借入金額	支清額	利率	日数	利息	未払利息	残元全	過払利息	過払利息 残額
207	H15.5.1		41,000	0.18	30	0	0	-1,440,319	-5,750	-13,574
208	H15.6.2		41,000	0.18	32	0	0	-1,481,319	-6,313	-20,887
209	H15.7.1		41,000	0.18	29	0	0	-1,522,319	-5,384	-26,771
210	H15.8.1		41,000	0.18	31	0	0	-1,563,319	-6,464	-33,235
211	H15.9.1		41,000	0.18	31	0	0	-1,604,319	-6,038	-39,878
212	H15.10.1		41,000	0.18	30	0	0	-1,645,319	-6,593	-46,456
213	H15.10.31	1,092,958	0.18	30	0	0	0	-2,738,277	-7,761	-53,127
214	H15.10.31	1,200,000		0.18	0	0	0	-1,681,504	0	0
215	H15.11.5		37,000	0.18	5	0	0	-1,628,504	-1,090	-1,090
216	H15.12.2		37,000	0.18	27	0	0	-1,665,504	-6,023	-7,113
217	H16.1.5		37,000	0.18	34	0	0	-1,702,504	-7,764	-14,867
218	H16.2.2		37,000	0.18	28	0	0	-1,739,504	-6,612	-21,379
219	H16.2.7	30,000		0.18	5	0	0	-1,732,071	-1,188	0
220	H16.3.1		37,000	0.18	23	0	0	-1,769,071	-5,442	-5,442
221	H16.4.1		37,000	0.18	31	0	0	-1,806,071	-7,491	-12,933
222	H16.5.6		37,000	0.18	35	0	0	-1,843,071	-8,635	-21,668
223	H16.6.1		37,000	0.18	26	0	0	-1,880,071	-6,546	-28,119
224	H16.6.24	30,000		0.18	23	0	0	-1,880,071	-5,907	-4,021
225	H16.7.1		37,000	0.18	7	0	0	-1,917,071	-1,797	-5,818
226	H16.8.2		37,000	0.18	32	0	0	-1,954,071	-8,380	-14,198
227	H16.9.1		37,000	0.18	30	0	0	-1,991,071	-8,008	-22,206
228	H16.10.1		37,000	0.18	30	0	0	-2,028,071	-8,160	-30,366
229	H16.11.1		37,000	0.18	31	0	0	-2,065,071	-8,588	-38,954
230	H16.12.3		37,000	0.18	32	0	0	-2,102,071	-9,027	-47,981
231	H17.1.4		37,000	0.18	32	0	0	-2,139,071	-9,192	-57,173
232	H17.1.28	60,000		0.18	24	0	0	-2,139,071	-7,032	-4,205
233	H17.2.1		37,000	0.18	4	0	0	-2,176,071	-1,172	-5,377
234	H17.3.1		37,000	0.18	28	0	0	-2,213,071	-8,346	-13,723
235	H17.4.1		37,000	0.18	31	0	0	-2,250,071	-9,397	-23,120
236	H17.5.2		37,000	0.18	31	0	0	-2,287,071	-9,555	-32,675
237	H17.6.1	40,000		0.18	30	0	0	-2,287,071	-9,398	-2,073
238	H17.6.1		37,000	0.18	0	0	0	-2,324,071	0	-2,073
239	H17.7.1		37,000	0.18	30	0	0	-2,361,071	-9,550	-11,623
240	H17.8.1		37,000	0.18	31	0	0	-2,398,071	-10,026	-21,649
241	H17.8.15	20,000		0.18	14	0	0	-2,398,071	-4,599	-6,248
242	H17.9.1		37,000	0.18	17	0	0	-2,435,071	-5,584	-11,832
243	H17.10.3		37,000	0.18	32	0	0	-2,472,071	-10,674	-22,506
244	H17.10.25	20,000		0.18	22	0	0	-2,472,071	-7,450	-9,956
245	H17.11.1		37,000	0.18	7	0	0	-2,509,071	-2,370	-12,326
246	H17.12.1		37,000	0.18	30	0	0	-2,546,071	-10,311	-22,637
247	H17.12.21	10,000		0.18	20	0	0	-2,546,071	-6,975	-19,612
248	H18.1.4		37,000	0.18	14	0	0	-2,583,071	-4,882	-24,494
249	H18.2.2		37,000	0.18	29	0	0	-2,620,071	-10,261	-34,755
250	H18.2.17	20,000		0.18	15	0	0	-2,620,071	5,383	-20,138
251	H18.3.6		37,000	0.18	17	0	0	-2,657,071	-6,161	-26,239
252	H18.4.5		37,000	0.18	30	0	0	-2,694,071	-10,919	-37,158
253	H18.5.8		37,000	0.18	33	0	0	-2,731,071	12,178	-49,336
254	H18.6.5		37,000	0.18	28	0	0	-2,768,071	-10,475	-59,811
255	H18.6.13	30,000		0.18	8	0	0	-2,768,071	-3,033	-39,844
256	H18.7.3		37,000	0.18	20	0	0	-2,805,071	-7,583	-40,427
257	H18.7.22	10,000		0.18	19	0	0	-2,805,071	-7,200	-37,727
258	H18.8.1		37,000	0.18	10	0	0	-2,842,071	-3,842	41,569
259	H18.8.24	10,000		0.18	23	0	0	-2,842,071	-8,954	-40,523

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利回 戻額
260	H18.9.1		37,000	0.18	8	0	0	-2,879,071	-3,111	-43,637
261	H18.9.13	10,000		0.18	12	0	0	-2,879,071	-1,732	-38,369
262	H18.10.2		37,000	0.18	19	0	0	-2,916,071	-7,493	-45,862
263	H18.11.1		37,000	0.18	30	0	0	-2,953,071	-11,983	-57,845
264	H18.12.1		37,000	0.18	30	0	0	-1,990,071	-12,135	-69,980
265	H19.1.4		37,000	0.18	34	0	0	3,027,071	-13,926	-83,906
266	H19.2.1		37,000	0.18	28	0	0	-3,074,071	-11,610	-95,510
267	H19.3.1		37,000	0.18	28	0	0	-3,101,071	-11,752	-107,268
268	H19.4.2		37,000	0.18	32	0	0	3,178,071	-13,593	-129,801
269	H19.5.1		37,000	0.18	29	0	0	-3,175,071	-12,466	-133,327
270	H19.6.1		37,000	0.18	31	0	0	-3,212,071	-13,483	-146,810
271	H19.7.3		37,000	0.18	32	0	0	-3,249,071	-14,080	-169,890
272	H19.8.1		37,000	0.18	29	0	0	-3,286,071	-12,907	-173,797
273	H19.9.3		37,000	0.18	33	0	0	-3,323,071	-14,854	-188,651
274	H19.10.1		37,000	0.18	28	0	0	-3,360,071	-12,746	-201,397
275	H19.11.1		37,000	0.18	31	0	0	-3,397,071	-14,268	-215,665
276	H19.12.3		37,000	0.18	32	0	0	-3,434,071	-14,891	-230,556
277	H19.12.5	140,000		0.18	2	0	0	-3,434,071	-940	-91,496
278	H20.1.4		37,000	0.18	30	0	0	-3,471,071	-14,107	-105,603
279	H20.2.4		37,000	0.18	31	0	0	-3,508,071	-14,699	-120,302
280	H20.3.3		37,000	0.18	28	0	0	-3,545,071	-13,418	-133,720
281	H20.4.1		37,000	0.18	29	0	0	-3,582,071	-14,044	-147,764
282	H20.5.1		37,000	0.18	30	0	0	-3,619,071	-14,680	-162,444
283	H20.6.2		37,000	0.18	32	0	0	-3,656,071	-15,821	-178,265
284	H20.7.1		37,000	0.18	29	0	0	-3,693,071	-14,484	-192,749
285	H20.8.1		37,000	0.18	31	0	0	-3,730,071	-15,640	-208,389
286	H20.9.1		37,000	0.18	31	0	0	-3,767,071	-15,796	-224,185
287	H20.10.1		37,000	0.18	30	0	0	-3,804,071	-15,438	-239,623
288	H20.10.22	40,000		0.18	21	0	0	-3,804,071	-10,913	-210,536
289	H20.10.27	100,000		0.18	5	0	0	-3,804,071	-2,598	-113,134
290	H20.10.29	100,000		0.18	2	0	0	-3,804,071	-1,039	-14,173
291	H20.11.4		45,000	0.18	6	0	0	-3,849,071	-3,118	-17,291
292	H20.11.7	100,000		0.18	3	0	0	-3,767,939	-1,577	0
293	H20.11.26	110,000		0.18	19	0	0	-3,667,719	-9,780	0
294	H20.12.1		52,000	0.18	5	0	0	-3,719,719	-2,505	-2,505
295	H21.1.5		52,000	0.18	35	0	0	-3,771,719	-17,792	-20,297
296	H21.2.2		52,000	0.18	28	0	0	-3,823,719	-14,466	-14,763
297	H21.2.3	50,000		0.18	1	0	0	-3,809,005	-523	0
298	H21.3.3		52,000	0.18	28	0	0	-3,861,005	14,609	-14,609
299	H21.4.1		52,000	0.18	29	0	0	-3,913,005	-15,338	-29,947
300	H21.5.1		52,000	0.18	30	0	0	-3,965,005	-16,080	-46,027
301	H21.6.1		52,000	0.18	31	0	0	-4,017,005	-16,837	-62,864
302	H21.7.1		52,000	0.18	30	0	0	-4,069,005	-16,508	-79,372
303	H21.8.3		52,000	0.18	33	0	0	-4,121,005	-18,394	-97,706
304	H21.9.1		52,000	0.18	29	0	0	-4,173,005	-16,371	-114,137
305	H21.10.1		52,000	0.18	30	0	0	-4,225,005	-17,149	-131,286
306	H21.11.2		52,000	0.18	32	0	0	-4,277,005	-18,520	-149,806
307	H21.12.1		52,000	0.18	29	0	0	-4,329,005	-16,990	-155,796
308	H22.1.4		52,000	0.18	34	0	0	-4,381,005	-20,162	-186,958
309	H22.2.1		52,000	0.18	28	0	0	-4,433,005	-16,803	-203,701
310	H22.3.1		52,000	0.18	28	0	0	-4,485,005	-17,003	-220,764
311	H22.4.1		52,000	0.18	31	0	0	-4,537,005	-19,045	-239,909
312	H22.5.6		52,000	0.18	35	0	0	-4,589,005	-21,762	-261,661

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
313	H22.6.1		52,000	0.18	26	0	0	-1,641,005	-16,341	-277,305
314	H22.7.1		52,000	0.18	30	0	0	-1,593,005	-19,072	-395,977
315	H22.8.2		52,000	0.18	32	0	0	-1,545,005	-20,572	-317,649
316	H22.9.1		52,000	0.18	30	0	0	-1,497,005	-19,600	-237,045
317	H22.10.1		52,000	0.18	30	0	0	-1,349,005	-19,713	-386,762
318	H22.11.1		52,000	0.18	31	0	0	-1,901,005	-20,591	-377,353
319	H22.12.1		52,000	0.18	30	0	0	-4,983,005	-20,141	-397,494
320	H23.1.4		52,000	0.18	34	0	0	-5,005,005	-23,048	-426,562
321	H23.2.1		52,000	0.18	28	0	0	-5,057,005	-13,197	-439,759
322	H23.3.1		52,000	0.18	28	0	0	-5,109,005	-19,396	-459,155
323	H23.4.1		52,000	0.18	31	0	0	-5,161,005	-21,695	-480,850
324	H23.5.2		52,000	0.18	31	0	0	-5,213,005	-21,916	-502,766
325	H23.6.1		52,000	0.18	30	0	0	-5,265,005	-21,423	-524,189
326	H23.7.1		52,000	0.18	30	0	0	-5,317,005	-21,637	-545,826
327	H23.8.1		52,000	0.18	31	0	0	-5,369,005	-22,579	-568,405
328	H23.9.1		52,000	0.18	31	0	0	-5,421,005	-22,799	-591,204
329	H23.10.3		52,000	0.18	32	0	0	-5,473,005	-23,763	-614,967
330	H23.11.1		52,000	0.18	29	0	0	-5,525,005	-21,742	-636,709
331	H23.12.1		52,000	0.18	30	0	0	-5,577,005	-22,705	-659,414
332	H24.1.4		52,000	0.18	34	0	0	-5,629,005	-25,966	-685,380

別紙

計算結果まとめ表

主位的主張		利息収入(ア) (=入金総額 - 賞付総額)	入金総額	利息収入(ア) (=取引明細書の 残高)	予定されていた 約定未収益(イ) (=取引明細書の ア+イ)	取引開始日 (記録上 最後の取引日 - 紀錄 上最初の取引日)	取引終了日 (中斷日)
基礎データ	7205-0110939	9,944,804	14,052,923	4,108,119	768,505	4,876,694	0
相原店取引							
① 現実に收受した利息合計(ア)							
② 預定未収益合計(イ)							
③ 預定している利息収入合計(ア+イ)							
利息収入預定率20%6基準							
相原店取引		利息収入(ア) (ア+イ)	未収益(イ)	予定されていた 利息収入額失算 利息収入額失算 20%の過払金(オ=	利息収入額失算 20%の利息収入額 失算(エニヴェル) イ-エ)	利息収入額失算 20%の過払金(オ=	
		4,108,119	768,565	4,876,684	975,336	-206,771	
				4,876,684	975,336	-206,771	

予備的主張(取引清算時充当合意に基づく計算書)

相原店取引	A: 賞付残元金	B: 賞付利悪残	C: 過払金	D: 善意過払金
	0	0	-2,380,907	-2,380,907
(4) 過払金(X)				
(5) 利息収入額失算額(X-B)			-2,380,907	
利息収入額失算率((5)÷(3)×100)			-3,149,472	64,558

参考データ

原告請求額(Y)	-6,314,385
----------	------------

※利息収入額失算率「利息収入額失算率」は、過払金返還請求によつて失われる利息収入の割合のことをいふ。例えば、利息収入額失算20%とは、過去取引分を含め一切無利息分配も終了した過去の取引分も含む。

20%6の利息収入額失算率を得られないことは意味する。利息収入額失算100%は、過去取引分を意味する。

これは正本である。

平成25年6月13日

奈良地方裁判所葛城支部

裁判所書記官 三倉祐弥